

告 示

この度、学生の本分に悖る行為があったため、学則第53条により、下記のとおり懲戒処分とする。

記

1 該 当 者

文学部史学科 2年 1名

2 懲戒処分内容

(1) 停学1ヵ月 (2024年8月2日付)

(2) 当該科目は無効 (E評価) とする。

3 理由

2024年度春学期の期末レポートにおいて、悪質な剽窃行為が認められたため。

以上

2024年10月1日

法 政 大 学